（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従業者の員数） **第四条**　（略） 一　（略） 二　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）　イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ・ロ　（略） 三～六　（略） 2・3　（略） （削る） （設備） **第五条**　（略） 2～5　（略） （削る） （利益供与等の禁止） **第四十六条**　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　（略）	（従業者の員数） **第四条**　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。 一　嘱託医　一以上 二　看護師　イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ・ロ　（略） 三～六　（略） 2・3　（略） 4　指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備） **第五条**　（略） 2～5　（略） 6　指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （利益供与等の禁止） **第四十六条**　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　（略）